

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 25 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

I 令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和3年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	63	45	16	2
指導事項	79	62	17	0
検討事項	1	0	0	1
計	143	107	33	3

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年2月28日、3月1日、同月3日及び同月15日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和3年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
西濃保健所 揖斐センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として266,057円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	事故発生後、所属長から当該職員に対し交通安全の意識を徹底し、再発防止に努めるよう注意指導を行った。 また、所属職員に対しては、職場研修を実施し交通安全意識の徹底を図り、今後も安全な運転について、継続的に注意喚起を行い交通事故防止に努める。
中央子ども相談センター	公務中の3件の交通事故について、修繕料323,451円（1件については、当該車両の更新を翌年度に予定していたため未修理（修繕料相当額135,217円））が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図	交通事故を起こした職員に対し、厳重に注意をするとともに周囲の状況確認を確実にするなど安全運転を心掛けるよう指導した。 また、毎月開催の所内会議において、より一層交通安全及び交通事故防

	<p>られたい。</p>	<p>止に努めるよう周知徹底することに併せて、公用車の運転は、可能な限り運転経験の長い職員が運転するよう周知した。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、交通事故防止を徹底する。</p>
--	--------------	---

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>西濃農林事務所</p>	<p>清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（生態系保全支援事業）の交付事務において、県が実績報告書の審査を経て補助金の額を確定し補助金を交付した後、補助事業者が別の交付金事業で不適正な会計処理をしていたことが判明した。これを受けて、県は当該補助事業においても不適正な会計処理がなかったか調査し、補助対象事業費2,153,711円のうち1,128,122円について、補助金の交付対象とはならない不適正な経費であると認定した。そして、県は補助対象事業費のうち不適正な経費と認定されなかった1,025,589円を補助金交付総額2,000,000円から差し引いた974,411円について、不適正に受給されていたとして、補助事業者に返還を請求している。</p> <p>なお、上記1,025,589円のうち566,024円については、調査に対する補助事業者等の回答又は協力が得られなかったため、適否を確認することができなかったものである。</p> <p>以上のことから、補助金の不適正な受給の再発防止について徹底を図られたい。</p> <p>公務中の2件の交通事故について、修繕料142,098円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>今回の事案を踏まえ、補助金の不適正な会計処理を未然に防止するため、本事業を所管する農村振興課において、岐阜県生態系保全支援事業実施要領の改正（令和3年2月25日）を行い周知している。</p> <p>（改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外経費の見直し ・活動記録簿の作成の追加 ・領収書整理台帳の作成の追加 ・物品管理台帳の追加 <p>また、消耗品費は領収書だけではなく明細の分かるレシートを添付し、人件費は受給者の自筆署名を記載する等、農村振興課において岐阜県生態系保全支援事業実施要領を再度改正（令和4年度予定）するとともに、履行確認を行う際に疑義が発生した場合は、受給者の連絡先等を聞き取り、事実確認することにより、再発防止に努める。</p> <p>同様な事案が発生しないよう、生態系保全団体支援事業に係る会議において情報を共有しているが、更に実施要領の改正内容を周知徹底する。</p> <p>直ちに所属長から当該職員に対し、運転中の交通安全について最大限の注意を払うよう指導した。</p> <p>また、所内課長・係長会議や職場研修等を通じて、交通事故防止に向けて職員の交通安全意識の向上に努めた。</p>

今後も所属職員に継続的に注意喚起を行い、交通事故防止を徹底する。

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	<p>県は、県の行う建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させる際、その負担金については、原則として工事着工時までに50パーセント、工事完了時までに残余の50パーセントを徴収することとなっている。</p> <p>しかし、急傾斜地崩壊対策事業に係る市町村負担金の収入事務において、業務完了時の負担金を徴収するにあたり、特段の理由なく業務完了日から3か月以上経過した後に入通知書が発付されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>令和2年12月17日に完了時負担金の調定決議を行ったものの納入通知書を発行していなかった。後日、他事業の完了時分の調定決議及び納入通知の事務処理をしていた際に気付いて処理した。</p> <p>担当者の事務処理に漏れがあったが、納入通知書の発行は担当者任せで、上長のチェックが行われていなかったことが原因と考えられ、再発防止対策として以下のことを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでは財務会計システムの「歳入執行状況」のチェックは決算作業の際に係長のみが行っていたが、今後は係長及び総務課長が毎月2回程度、チェックすることとした。 ・新たに負担金徴収の必要な工事や委託業務について、支出書類（事前決裁書など）に負担金調定の要否や納入通知書の発布状況を明示する様式印を作成し、担当者、係長及び課長によるチェックを強化した。
	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毀損したノート型パソコンを使用している職員に対して、ノート型パソコンの適切な使用管理について指導を行った。</p> <p>あわせて、事故後の所内課長会議などを通じて所属職員に対して職員用ノート型パソコンのほか、すべての県有物品の取扱いに細心の注意を払うように周知徹底を図った。</p>
	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料158,293円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層</p>	<p>交通事故を起こした職員（運転者、同乗者）に対して所属長から厳重に注意するとともに安全運転を心掛けるよ</p>

	の徹底を図りたい。	うに指導した。 あわせて、毎月末の所内課長会議を通じて交通安全、交通事故防止に係る情報提供を行い、所属職員のより一層の交通安全意識の向上に努めた。 今後も会議の場などを利用した継続的な注意喚起を行い、交通事故防止に努める。
大垣土木事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料199,639円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	事故後すぐに、交通事故を起こした職員に対し、所属長から注意し、今後の安全運転実施について指導を行った。 また、定例の課長会議及び課長・係長会議において、交通安全に係る情報提供や交通安全意識の向上について啓発を行っている。 引き続き、職員に対しては定期的に交通安全意識の向上に努める。
揖斐土木事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料299,632円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員に対して、公用車等の安全運転について指導を行った。 また、職場研修、所内課長会議等において、公用車や自家用車の運転時には交通ルールを順守し、十分な注意を払うよう注意喚起を行うとともに、同乗者による安全運転の補助の必要性についても徹底を図った。 今後も、継続的に注意喚起を行い、職員の交通安全意識の向上に努めていく。

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
可茂県事務所	公務中の3件の交通事故について、修繕料231,880円（1件については、当該車両の更新を翌月に予定していたため未修理（修繕料相当額47,333円））が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	当該職員3名に対しては、所属長が一層の安全運転と安全確認の徹底について注意・指導を行った。 また、安全運転管理者である副所長兼振興防災課長が、定例の所内会議において、安全運転や安全確認など交通安全に対する意識の徹底について指示するとともに、各課長を通じて全職員へ周知を行うことにより再発防止を図

		<p>った。</p> <p>今後も機会を捉え、会議等において、定期的に交通安全及び交通事故防止について注意喚起を図り、再発防止に努める。</p>
	<p>公務のため地下水の検体を採取する際、井戸水タンクに設置された受水槽用ボールタップが破損した1件の毀損事故について、損害賠償金として16,500円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対しては、検体の採取に当たり慎重を期するよう、所属長が指導を行った。</p> <p>また、今後は、検体採取を行う場合、令和3年4月に改定された地下水質調査実施要領に従い、可能な限り蛇口から採水するなど、破損事故が発生しないよう細心の注意を払うことで、再発防止に努める。</p>
恵那県事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として248,311円の費用負担が発生するとともに、修繕料372,383円(うち相手方負担分148,953円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>対象者となった職員について、事故後、落ち着いたところで本人に注意喚起を行い、同乗者とともに必ず安全確認を行うなど公用車に限らず交通事故防止に努めるよう指導した。</p> <p>また、所内会議を通じて全職員に安全運転の周知徹底及び交通事故の再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>従来から四季の交通安全運動期間において交通安全の啓発を定期的に行っていたが、引き続き各自の安全運転の徹底について強く発信し事故防止を図る。</p>

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
垂井警察署	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料として366,366円が支払われていたので、職員の交通事故について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対して、次長が事故原因や背景について聴取するとともに、事故防止対策及び事故が及ぼす影響について個別に指導した。</p> <p>また、全職員に対しては、朝会時に次長から当該交通事故発生の経緯について説明し、注意喚起するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転守則及び緊急走行守則の原則 ・車両駐停車時の事故防止方策 ・10割過失事故の絶無

		<p>を指示したほか、事故の問題点の認識と再発防止対策の推進等を指導し、交通事故の絶無について意識の向上を図った。</p> <p>以降も朝会等を活用して他所属の事例も交えた教養や運転技能向上訓練を実施し、職員の交通事故防止意識の高揚を図る等、機会を捉えた指導教養を継続し、交通事故防止対策を推進している。</p>
大垣警察署	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として646,782円の費用負担が発生するとともに、公用車1台が損傷（修繕料相当額40,480円（うち相手方負担分6,072円））し、1台が廃車（評価額784,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>各事故の発生直後、当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、事故が及ぼす影響について個別に警務課長が指導した。</p> <p>さらに、車両運転中における周囲の状況確認を的確に行い安全運転を心掛けるよう警務課長が指導した。</p> <p>また、事故後朝会等における全署員を対象とした公用車事故防止教養を実施した。</p> <p>今後も継続的に朝会等で安全呼称運転等の注意喚起を実施し、交通事故防止に努める。</p>
	<p>公務のため、事故車両を車両移動器具を使用して移動する際、当該器具が当該車両に接触したこと及び職員が当該車両を強く押したことにより、当該車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として205,620円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故発生直後、直ちに当該職員から事故の状況について聴取し、個別に警務課長が指導した。</p> <p>また、全署員に対して事故の状況を説明し、装備品の適正な取扱い及び事故防止についての教養を実施した。</p> <p>今後も、常に装備品を安全かつ適正に使用できるように定期的に装備品の点検を実施し、毀損事故防止に努める。</p>
山県警察署	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として4,910,807円の費用負担が発生するとともに、修繕料1,296,724円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対しては、交通事故の状況及び原因を聴取し、次長から交通事故再発防止対策について指導を行った。</p> <p>署幹部に対しては、緊急幹部会議を行い、部下職員への公用車事故防止の徹底について指示を行うとともに、全</p>

	<p>署員に対しては、朝会において公用車事故防止教養を行い、事故防止に向けた小集団討議や車両を使った走行訓練を実施し交通事故防止の徹底を図った。</p> <p>今後も機会を捉えた教養を実施し、交通安全意識の向上を図り交通事故防止における指導を継続する。</p>
--	--

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜地域福祉事務所	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該事故は、パソコンのキーボードの上に決裁書類を落とし、そのはずみでキートップ1枚が外れ、修繕が必要になったものであるが、この時の決裁書類が、重くて堅い板に留められていたことにより破損の度合が高まったといえる。</p> <p>当事務所では、毎週月曜日の朝に係長以上を対象とした所内ミーティングを行っており、毀損事故が発生した日以後、最初に開催した令和3年5月10日の所内ミーティングにおいて、所属長から上記事案の説明と、今後は重い決裁板は使用せず、クリアファイル又は薄くて軽い板を使用するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、令和4年1月14日と20日に実施した職場研修において、情報システム課作成の資料を用い、県全体での修繕費用の現状や、職員用パソコンの毀損防止の為の対策について課長から所内職員全員に対して詳細に説明を行った。</p> <p>さらに、この研修以後も各自が毀損防止のための具体策について定期的に確認するよう、電子メールで依頼した。</p> <p>今後も、年度の変わり目や職場研修</p>

		等の機会に注意喚起や公金意識の向上のための啓発を行うことにより、再発防止に努めて行く方針である。
--	--	--

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜関ヶ原古戦場記念館	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>損傷させた職員に対して、ノート型パソコンの落下及び衝撃に嚴重に配慮した運搬方法について指導を行うとともに、県有物品の適正な使用及び管理方法について徹底を行った。</p> <p>あわせて、館内会議及び職場研修を開催し、所属職員に対してノート型パソコンを含むすべての県有物品の取扱いについて注意喚起を行った上で、適正な使用及び管理方法について周知徹底を図った。</p> <p>今後も定期的に館内会議及び職場研修を通じて県有物品の適正な管理に係る意識の醸成を図り、毀損事故の再発防止に努める。</p>

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
西濃農林事務所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、1台が交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>当該職員を含め所属職員に対し、課長会議及びメールにて、日常の利用方法等、パソコンの故障予防の方法について周知徹底した。</p> <p>今後も所属職員に継続的に注意喚起を行い、毀損事故防止を徹底する。</p>
農業技術センター	<p>茶成分分析計（近赤外線拡散反射測定方式）の購入に係る契約保証金納付免除事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 当該契約は一般競争入札により行われているため、契約保証金の納付の免除に係る決裁の時期について、契約の相手方及び契約金額が決定した後に行うべきところ、入札前に行う入札参加資格の確認の決裁時において免除の意思決定がなされてい</p>	<p>誤った事務処理を防止するため、再度職員に対し岐阜県会計規則の遵守徹底を図り、会計員や出納員等の複数人でのチェックにより再発防止に努めた。</p>

<p>た。</p> <p>2 契約金額が500万円以上の契約であることから、免除の決裁にあたって、契約保証金納付免除伺書作成要領に基づき契約保証金の納付を免除することができる場合に該当することの説明等を記載した伺書を作成すべきところ、これが行われていなかった。</p>	
<p>農業技術センター（以下「センター」という。）の職員について、時間外勤務又は休日勤務をさせる場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定により、「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下「協定」という。）を締結し、これを行政官庁に届け出る必要がある。そして、協定の届出先について、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）は所轄労働基準監督署長と定めているが、センターの職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により人事委員会となっている。ただし、単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員（以下「技能職員」という。）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則等により同規定を適用除外としており、技能職員に係る協定については、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。しかし、センターでは、技能職員を対象に含む協定を締結した後、人事委員会には届け出ているものの、所轄労働基準監督署長に届け出ないまま、技能職員に対し時間外勤務及び休日勤務を命じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>令和3年11月2日に岐阜労働基準監督署に三六協定届を提出し、当該届出をもって今年度の技能職員に対する時間外勤務及び休日勤務について、特段の指導はない旨を確認した。</p> <p>次年度の届出に際しては、人事委員会と労働基準監督署に提出する。</p>

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
ぎふ木遊館	<p>貸付物品に係る物品管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 貸付先の事業者から借受書を徴していなかった。</p> <p>2 建物一部に係る行政財産の目的外使用許可（使用許可期間1年間）と併せ、貸付した物品について、物品の貸付期間が3か月を超える場合に必要となる知事の承認をあらかじめ得ていなかった。</p> <p>3 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。</p>	<p>指摘のあった物品については、予備監査後、速やかに令和2年度及び令和3年度の貸付期間にかかる知事からの承認を得、事業者からの借受書を徴収した。</p> <p>また、財務会計システムに登録されている物品の供用状況及び使用目的を「貸付」の状態に変更し、供用状況補足として貸付先事業者名を追記した。</p> <p>職員に物品の取扱いについて周知し、貸付に係る物品を取得した場合は貸付に係る処理が必要である旨を徹底した。</p>
	<p>時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>時間外勤務については、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の写しを職員に配布し、時間外勤務できる時間の上限及び協定の遵守の重要性を周知徹底した。</p> <p>また、今後の繁忙期や緊急事態等への対応に備え、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）の特別条項について変更協定を締結し、人事委員会へ届出した。</p>

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜土木事務所	<p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料185,658円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毀損事故を起こした職員に対して、公用車の適切な使用、管理について指導を行った。</p> <p>あわせて、事故後の所内課長会議にて、所属職員に対して公用車のほか、すべての県有物品の取扱いに細心の注意を払うように周知徹底を図った。</p>

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
恵那県事務所	<p>恵那総合庁舎管理業務委託に係る契約事務において、長期継続契約を締結している。長期継続契約では、各年度</p>	<p>当該案件については、現在の契約期間が1年以上あり、次年度も該当するため、当該解除事項の約款を追記する</p>

	<p>における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい</p>	<p>変更契約を実施（令和4年3月1日）した。</p> <p>なお、その後（令和2年4月以降）の長期継続業務委託契約においては、入札通知から契約書に至るまで同解除権の項目を明記し実施済みである。引き続き長期継続契約の締結については適正な処理に努める。</p>
--	---	---

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜工業高等学校	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約情報の公表が行われていなかった令和2年度の案件について、速やかに公表を行うとともに、令和3年度分についても確認を行い、公表が行われていなかった案件について同様に公表を行った。</p> <p>また、電子入札システムで入札情報の公表にとどまることなく、契約情報の公開まで行うことを職員間で共有した。</p> <p>今後は、契約後は複数の職員で公表済みであることを確認することにより再発防止に努める。</p>
山県高等学校	<p>公務中にノート型パソコン及びタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料35,200円（ノート型パソコンは更新時期が近かったため未修理）が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後、当該職員に指導を行うとともに、全職員に対して、パソコンの近くに飲み物を置かないようにする、若しくは蓋付きの容器・カップを使用することや、タブレットの丁寧な取扱いについて周知徹底した。</p> <p>今後は、職員会議や職員朝会等の機会やグループウェアのインフォメーションで、パソコン等の慎重な取扱いについて定期的に注意喚起し、毀損事故の再発防止に努める。</p>
山県高等学校	<p>建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約情報の公表が行われていなかった案件について、速やかに公表を行った。</p> <p>今後は、公表の対象となる工事を実施する場合は担当職員間で情報共有するとともに、契約後は複数の職員で公</p>

	たい。	表済みであることを確認するようチェック体制を強化することで再発防止に努める。
	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料35,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>事故発生後、当該職員に対しタブレットの取扱いについて、一層の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、職員会議及び臨時終礼で校長、情報機器担当者から十分に注意するよう全職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後も、定期的に職員会議や終礼でタブレット、パソコン等の物品の適正な使用と管理について注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
不破高等学校	気化式冷風機の調達に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。	<p>監査後、速やかに未作成となっていた検査調書を作成した。</p> <p>また、検査事務の規定である岐阜県会計規則第122条第2項の再確認を行った。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則等を遵守するとともに、検査事務の都度、検査調書を作成すべき案件か否かを複数人で確認することにより、適正な会計事務処理に努める。</p>
	USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体利用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	<p>速やかにUSBメモリその他の外部記録媒体使用記録簿へ記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けた。</p> <p>また、監査後の職員会議において、情報セキュリティ責任者から「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づき適正に管理し、利用するよう全職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を遵守するとともに、情報セキュリティ取扱管理者が、月1回は外部記録媒体と使用記録簿の突合を行うことでUSBメモリ等の適正な管理に努める。</p>
岐阜本巣特別支援学校	岐阜本巣特別支援学校照明取替等工事に係る工事請負費の支出事務におい	今回の事案は、担当職員の前払金に係る事務手続の認識不足によるもので

	<p>て、前払金の支払の請求があったときは、工事請負契約書に基づき、請求を受けた日から14日以内に支払うべきところ、請求を受けた日から43日後の支払としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>あるため、工事に係る関連事務手続について、再度事務部職員全員で再確認を行った。</p> <p>今後は、地方自治法及び岐阜県会計規則等に基づく一連の手続を確認した上で、特に建設工事等においては、関係事務処理要領等を確認し、支払遅延が発生しないよう徹底するとともに適正な会計事務処理に努める。</p>
--	---	---

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
大垣警察署	<p>大垣警察署庁舎空調設備保守点検業務委託に係る契約事務において、一般競争入札の公告により示された「入札者の資格」の一部について、契約審査会調書の「一般競争入札に参加する業者に必要な資格」として記載されておらず、審査されたことが確認できない状況となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査後、契約審査会の審査要件など契約事務手続きの留意点について、関係職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、契約事務手続において、「一般競争入札に参加する業者に必要な資格」について確認し、契約審査会にて確実に審査するよう管理監兼会計課長が指示した。</p> <p>今後は、各種業務の契約手続を進める際は、契約審査会の審査内容について複数の職員によりチェックすることを徹底し、再発防止及び適正な会計事務に努める。</p>